



2020年
事業の概況

2020年 事業の概況

CONTENTS

JFマリンバンクなぎさは‘浜’の金融機関です	
ごあいさつ	①
JFマリンバンクなぎさの経営姿勢についてお知らせします	
経営方針	③
リスク管理体制	⑥
コンプライアンス(法令等遵守)の態勢	⑧
金融A D R制度への対応	⑧
漁業者等の経営の改善のための取組みの状況	⑨
地域の活性化のための取組みの状況	⑨
JFマリンバンクなぎさの事業についてご案内します	
事業概要	⑩
勧誘方針	⑩
貯金業務	⑪
為替業務	⑪
融資(貸付)業務	⑫
その他のサービス	⑫
JFマリンバンクなぎさの組織概要についてご紹介します	
組織構成	⑬
役員	⑭
役員の就任状況	⑭
職員	⑮
沿革・歩み	⑮
トピックス	⑯
JFマリンバンクなぎさの平成30年度各事業の業績についてご報告します	
事業の状況	⑰
融資についての考え方	⑱
資料編	⑲
店舗一覧	④⑤

当連合会は、兵庫県信用漁業協同組合連合会と和歌山県信用漁業協同組合連合会が、平成29年4月1日、兵庫県信用漁業協同組合連合会を存続法人として合併いたしました。

このため、本誌に掲載されている平成28年度以前の数値は旧兵庫県信用漁業協同組合連合会のものです。

JFマリンバンクなぎさは ‘浜’の金融機関です



経営管理委員会副会長

橘 智史

経営管理委員会会長

中川 照央

代表理事理事長

黒田 俊文

ごあいさつ

みなさまには、平素より漁協系統信用事業をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

平成29年4月1日、JF兵庫信漁連とJF和歌山信漁連が合併し、新たにJFなぎさ信漁連として誕生してから、第3年度が終了しました。

本冊子は、JFなぎさ信漁連をより一層ご理解いただくため、経営に関する考え方や、この一年間の各業務分野における活動と業績を中心に、できるだけ分かり易くまとめたものです。

平成31年度は、3ヵ年の中期経営計画の最終年度として、これまでの2年間の取り組みを踏まえ、「全体の見直しと必要な修正を行い、次の3ヵ年に向けて準備を行う期間」と位置づけ、役職員一丸となり経営努力を重ねた結果、所期の目的を達成することができました。

これもひとえに、会員並びに組合員、ご利用者のみなさまのご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

JFなぎさ信漁連は、今後とも、漁業環境及び金融環境の変化に柔軟に対応していくため、自らの改革を進め、将来に亘り協同組合組織の漁業専門金融機関としての使命を果たしていく「新たなビジネスモデル」の構築を目指すとともに、会員並びに組合員、ご利用者のみなさまに「安心・安全」の金融機能を「安定」的に提供し、「愛される浜の金融機関」となれるよう努力してまいりますので、なお一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

経営管理委員会会長

中川 照央

経営管理委員会副会長

橘 智史

代表理事理事長

黒田 俊文

ＪＦ マリンバンク なぎさの 経営姿勢についてお知らせします

経営方針

1 基本方針

日銀は4月の「展望レポート」において、新型コロナウイルス感染拡大による景気の急速な悪化を反映し、2020年度の実質成長率はマイナス3.0%から5.0%と見込んでおり、この見通しの前提として「感染拡大の影響は世界的に今年度後半にかけて和らぐ」と想定していると同時に、「前提には大きな不確実性がある」と警戒感を示しております。

新たな感染者数が減少傾向にあることから、5月には緊急事態宣言の解除の動きが見られたものの、地域によっては第二波到来を窺わせる報道もなされており、現時点において終息の目途は極めて不透明と言わざるを得ません。

この脅威は、漁業にも深刻な影を落としており、全国的な消費の冷え込みから水産物の需要が減り、兵庫・和歌山両県においても魚価が極端に低迷しているとの窮状が寄せられており、今後の漁業生産の先行きには懸念が強まるところです。

政府は、新型コロナウイルス禍損失に伴う経済対策を閣議決定しました。

水産関係では、漁業者の減収を補償する漁業収入安定対策事業では基金への積み増しや、資金繰り確保策として、融資の実質無利子化・無担保化などにも予算がつけられました。

本会としましては、影響を受けた漁業者等の資金繰り支援に向け、実質無利子の制度資金や農林中金の利子助成を活用したセーフティネット資金等で対応すべく措置を講じてまいります。

さて、改めまして本会は、合併初年度に策定いたしました「中期経営計画（平成29年度～平成31年度）」に基づき、事業展開してまいりました。

マイナス金利政策の長期化による利ザヤ縮小により、経営環境に好転の兆しが見られない中であって、「事業量の拡大」と「所要コスト」の削減に取り組んできたことで、各年度において所期の目標を上回る実績を上げることができました。

令和2年度におきましては、新ビジネスモデルの構築を柱とする次の「中期経営計画（令和2年度～令和4年度）」の初年度として、「新ビジネスモデルの土台づくり」を年度目標に掲げ取り組んでまいります。

目標達成に向けての各種施策の実践により、将来に亘る財務健全性と安定利益を確保できる体制を目指し、4つの基本理念のもと、皆様から「愛される浜の金融機関」に向けて、最大限の努力をしてまいります。

2 経営の基本目標

(1) 持続可能な新ビジネスモデルの構築

新ビジネスモデルを「過去のやり方に捉われることなく、限られた経営資源を有効に活用し、収支均衡を図りながら未来に向かい漁業の発展と漁業者の生活向上に貢献することができる組織運営形態」と定義し、漁協系統金融機関としての本来の責務である漁家経営支援を目指してまいります。

本年度においては、そのための必要条件とされる低コストによる店舗運営形態への見直しに着手いたします。

店舗によっては、曜日・時間限定営業とさせていただきますが、利便性を損なうことのないよう補完措置を講じてまいります。

(2) 漁業金融の強化

漁業者・加工業者への融資対応について、水産改革実践のために手当される各種漁業施策への融資対応に積極的に取り組みます。

また、前年度では新たな資金需要を積極的に発掘するため、加工・流通・鉄工所等の漁業周辺企業へのアプローチを実施した結果、優良融資先を開拓することができました。

当該融資先へは経営アドバイス等により取引深化を図るとともに、引き続き、地域企業との対話を重ねてまいります。

なお、漁業金融機能の一段の強化を図ることを目的に、当年度中に「融資部兼漁家経営相談室（仮称）」を新設することといたします。

(3) 新事業推進体制の拡充と新人事制度の確立

なぎさ誕生以来積み上げてきた「出向く体制」に基づく「純増ベースの目標管理」を更に発展させ、個人貯金の伸長と生活ローン等の新規貸出実行を拡充してまいります。

また、職員がそれぞれに目標意識を持ち、実績が公正に評価されることを目的として新人事制度を導入いたしておりますが、当年度は研修等による評価者の評価能力の向上を計画しております。

(4) 次期広域合併の志向

① 先駆県としての役割認識

漁業従事者の減少と高齢化、水揚げの低迷、金融情勢の変化を踏まえ、各県域が危機感を共有し、県域の壁を越えて総力を結集する必要から、西日本ブロック（鳥取・香川・高知・徳島・なぎさ）における次期広域合併協議については、新信漁連の名称、本店所在地等の基本事項を定めた「広域信漁連骨子案」をベースに令和4年4月1日を目標とする合併期日とし、協議を行っております。

合併の効果を最大限発揮するために、「単一信漁連での収支均衡が図れる体制構築」を合併の前提条件としており、本年度においては、その進捗状況を各県の常務者等で構成する「西日本コアメンバー分科会」において見極めつつ、協議を進めてまいります。

また、実務レベルの協議体である「合併準備室（仮称）」を立ち上げ、議論を深めることとしておりますが、合併ノウハウを持ち合わせている先駆県としての役割を認識し、具体的検討を主導してまいります。

② 合併後の安定経営に向けた課題整理

広域合併は「目的」ではなく、組織存続のための「手段」であり、目指すべきは合併後の安定経営であることは言うまでもありません。

従いまして、各県域の独自性を最大限尊重しつつも、経営一元化に支障となる課題について整理してまいります。

検討の進捗等については、適時適切に会員並びに系統団体の皆様にご報告することといたします。

(5) 内部管理態勢の強化

① コンプライアンス態勢の充実

経営の健全性・適切性確保と不祥事未然防止の観点から、コンプライアンス態勢を強化するため、全店舗の職員に対してコンプライアンス意識を徹底させる施策を実施してまいります。

② 事務手続の整備・統一

金融機関として「正確かつ迅速な事務処理」を遂行することは、利用者の皆様から信頼を得るための必要条件との認識のもとに、当年度で統一事務手続きの整備を完了させ、事務の堅確性向上を目的とした内部監査手法への見直しにより、金融機関としての信頼性確保に努めます。

また、現金授受の事務負担軽減と人為的ミスを排除する手立てとして、繁忙店には オートキャッシャー（現金出納機）を設置します。

③ 人材育成の強化

経営目標の達成には、戦略的な人的資源の活用は不可欠なことから、新事業推進体制、新ビジネスモデルを担う人物像を明らかにし、職員を育成してまいります。

そのために新人事制度による各職務ルート、等級に求められる能力を養成し、研修制度を充実させ、職員自らの自己啓発のもとにスキルアップを図ります。

3 事業推進方策

(1) 漁家経営支援機能の発揮

漁業者・漁業周辺企業への融資対応にあたっては、従来から行ってきた経営指導としての側面をさらに充実させ、実効性のあるものにするとともに、水産政策を踏まえた成長産業化の趣旨に則り、「漁業専門金融機関」として、一層の機能発揮に向け万全を期してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等に対しては、最大限の金融機能を発揮するとともに、漁業経営の維持に向けた適切な経営指導に努めてまいります。

会員漁協に対しては、健全かつ効率的な経営に資するため、会員自らが取り組む設備投資、事業に必要な運転資金等について「系統金融機関」として適切な金融・相談機能を発揮し、JFグループの更なる発展に向け取り組んでまいります。

上記取組みに加え、従来以上に漁家経営支援機能を充実させるため、漁業者が集まる場での本会各種商品・サービスの紹介、ビジネスマッチングやセミナー開催、漁業ICT技術等漁業者の経営改善に資する情報提供を行い、より一層の利用者との紐帯強化に努めてまいります。

(2) 渉外機能の充実・強化

「新事業推進体制」下での出向く体制を基盤に、浜との接点強化を図ってまいります。

① 各種ローン推進

借入条件面で他行と競合でき得る各種ローン商品を整え、顧客のライフプランに合わせた提案により顧客ニーズに応えるとともに、サポートを継続することで、一過性の取引で終わらない信頼関係構築に努めてまいります。

② 個人貯金の増強

農林中金の奨励施設対象となる個人貯金を重点的に確保するため、「ストック（キャンペーンによる定期性貯金の増強）」と「フロー（振替決済口座と年金指定口座の獲得）」の両方から家計メイン化に努めます。

但し、政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく家計の支援を目的とした給付金をターゲットにした勧誘は、厳に慎むよう留意願いたい」との声明を受け、節度ある応対を心掛け、顧客本位の推進活動に努めてまいります。

(3) 地域密着型金融機関としての地位確立

本会は、「浜」を取り巻く地域全体を対象とした事業展開を積極的に行うことで、漁協・漁業者をはじめとした地域に貢献し、地域から必要とされる「地域密着型金融機関」としての地位確立を目指しております。

従来から取り組んできている組織化された渉外体制に加え、漁業者・漁業周辺企業・住宅業者に対する出向く営業体制を構築し、個人貯金や各種資金の推進を通じた、地域振興・地域居住者へのサービス向上に努めてまいります。

また、金融面だけでなく、ビジネスマッチングをはじめとした非金融面での機能提供にも引き続き取り組んでまいります。

《4つの理念》

JFマリンバンクなぎさは、
笑顔と真心の窓口になります

JFマリンバンクなぎさは、
‘浜’のニーズに応えます

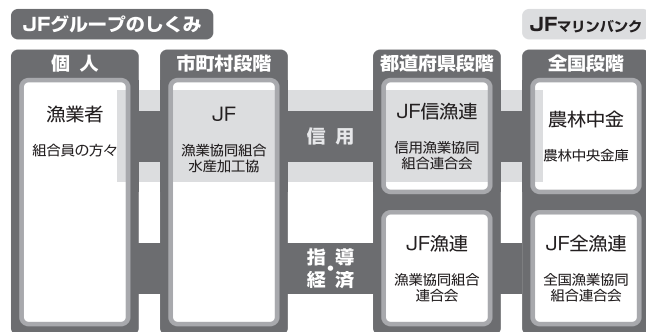
JFマリンバンクなぎさは、
「協同」と「協働」を掲げます

JFマリンバンクなぎさは、
安心と有利を提供します

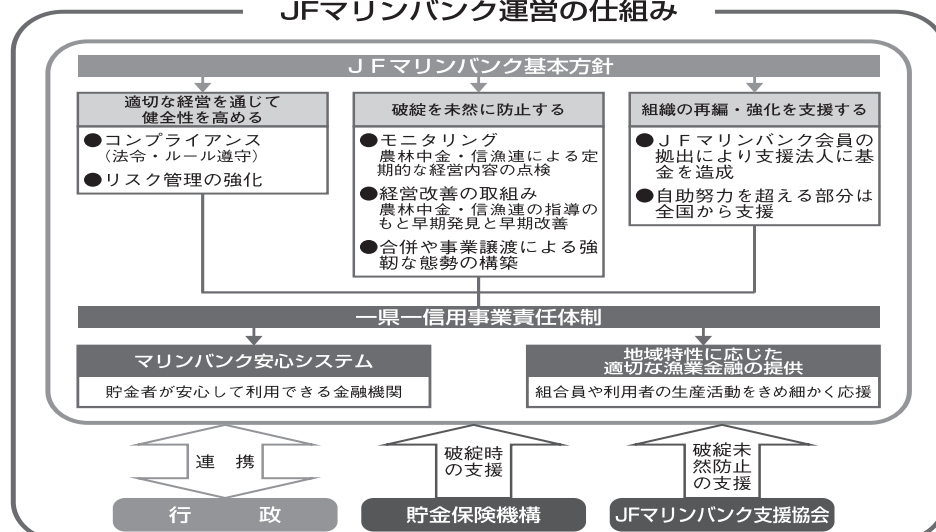
○ JFマリンバンク

JFマリンバンクは、貯金や貸出などを行う全国の漁協・水産加工協・信漁連・農林中央金庫および全漁連で構成するグループの総称です。

地域の漁業に密着した事業展開を全国的に行う、漁業地域のメインバンクです。



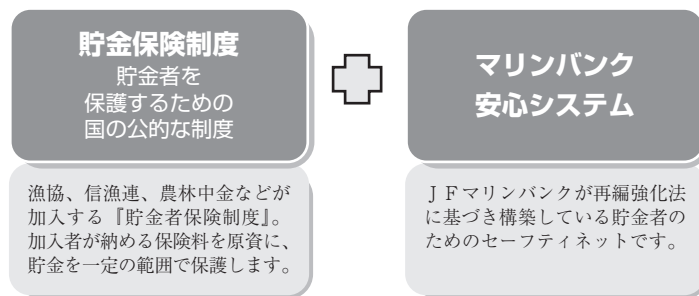
JFマリンバンク運営の仕組み



○ マリンバンク安心システム

利用者のみなさまの安心のため、平成15年1月に施行された再編強化法（特定農水産業協同組合による信用事業の再編および強化に関する法律）に基づき定めた「JFマリンバンク基本方針」を遵守し、健全で効率的な業務運営を目指し、「信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）」の強化に努めております。

パワーアップしたセーフティネットが
みなさまの貯金を守ります。



■ リスク管理体制

金融環境の複雑化に伴い、金融機関の抱えるリスクは一段と多様化・複雑化しており、リスク管理は経営の健全性確保と収益性・効率性の向上を図るうえで重要なものとなっております。

当連合会では、「JFマリンバンク基本方針」に基づいて、内部管理体制・リスク管理体制の整備と強化を図り、経営の健全性確保に取り組んでおります。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務内容の悪化等により、貸出金等の元本や利息の回収が困難となり、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、各業務規程に基づき日常の事務遂行を行うとともに、貸出資産の健全性の維持・向上に努めるために、貸出審査にあたっては「与信審査マニュアル」に基づき貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分に審査し、信用リスク管理を徹底するとともに、資産の自己査定に際しては、「資産自己査定実施要綱」等に基づき適正に資産査定を行っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券等の価格、為替相場などの様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用を徹底するとともに、経営管理委員会および、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に基づく運用会議を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運営方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を協議しています。

流動性リスク管理

予期せぬ資金の流出等により必要な資金の確保が出来なくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである流動性リスクについては、「資金繰り対応要領」に基づく資金繰り管理の徹底に努めています。

なお、流動性リスクのうち、不祥事・風評被害等による貯金流出時の資金繰りリスクについては、「不祥事・風評被害等発生時の対応要領」に基づきリスク管理対応の徹底を図っています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

① 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより、金融機関自身が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、各種業務規程に基づく事務を遂行することにより、事務リスクの軽減に努めるとともに、日常の事務リスクの改善・向上を図ることを目的として内部監査の充実・強化に努めるほか、事務処理ミス等の早期発見及び事故防止等を目的として、支店長等部門管理者が自らの事務処理点検を行う自店検査を実施しています。

■ コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

コンプライアンスとは、「法令やルールを厳格に遵守すること、社会的規範を全うすること」をいい、個人・団体・企業を問わず、日常の活動を行っていくにあたり、定められた法令やルールなどを遵守しつつ、活動することが求められています。

協同組合原則を基本理念とする当連合会においても、順法精神に則って運営されることが求められます。特に、公共性が強く求められる信用事業においては、これまで以上に自己責任経営を徹底し、役職員が一体となって、経営の健全性並びに利用者からの信頼性の確立に取り組むことを会員等利用者・地域社会に明らかにするため、「コンプライアンス（法令等遵守）態勢」を確立することとし、組織倫理の確立を目指すため適切な人事ローテーション、1週間以上の職場離脱、コンプライアンス研修の実施等コンプライアンス・プログラムの実践に努め会員等利用者のみならずの信頼に充分にお応えしていく所存でございます。

そのため、以下の項目を基本方針とした「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、態勢を支える組織、機構、担当者等の役割や連絡、報告のルール等について体系化、明確化するために「コンプライアンス推進委員会」を設置して取り組んでおります。

① 漁協系統信用事業の使命

協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図る。

② 法令やルールの厳格な遵守

水協法・定款及び規程などを始めとする、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実、かつ、公正な事業運営を遂行する。

③ 質の高い金融サービスの提供

漁業生産並びに組合員などの生活を支える創意と工夫を生かした質の高い金融サービスの提供を通じて、地域経済・社会の発展に貢献する。

④ 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

⑤ 会員・組合員・地域社会とのコミュニケーション

経営情報の積極的、かつ、公正な開示、あるいは、漁業の特性を活かした信用事業を通じて、会員等利用者はもとより、広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

■ 金融ADR制度への対応

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、①利用者サポート等管理責任者の設置 ②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部署との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

苦情などのお申し出については、当連合会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。（JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します）。

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

マリン
メモ

JF

シンボルマークについて

JFマークは、漁業協同組合を中心とした漁協系統（JFグループ）が消費者のみならずから愛され、信頼される組織になりたいという私たちの希望と、安全・安心・新鮮な日本の水産物を消費者のみならずにお届けするという強い意志を込めて制定されました。

このマークは、「波」と「柱」で形成されており、「波」は、「21世紀の新しい改革と組織の活力」をあらわし、「JとFの2本の太い「柱」は、日本の食料供給の担い手であるJFグループの安定と結束、そして生産者である私たちと消費者のみならずとの共生をあらわしています。

■ 漁業者等の経営の改善のための取組みの状況 ……………

当連合会は、漁業者等の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「本会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当連合会は、会員の組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うとともに、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

2. 当連合会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつ、きめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みに対し、ご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対し金融円滑化及び「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当連合会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
4. 当連合会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

5. 金融円滑化管理に関する体制について

当連合会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 理事長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 当連合会は統合本部担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、本会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 本店及び支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各店舗における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
6. 当連合会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。
 7. 当連合会は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢を整備いたしました。今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■ 地域の活性化のための取組みの状況 ……………

当連合会は、会員が協同して信用事業を行い、所属員の漁業の生産能率の向上などその事業の振興をはかり、もって所属員の経済的、社会的地位を高めることを目的に設立されています。また、漁協信用事業につきましては、相互扶助の理念のもとに、組合員が必要とする資金を融資し合うことを目的として事業を展開しながら、漁村地域の中核的金融機関としての使命と役割を担っております。

これらの目的遂行のため、組合員自らが構成・運営する協同組合組織の特性・専門性を十分に発揮する事業運営を行っております。

貯金の大部分は水揚げ代金に依存しておりますが、融資面においては、漁業生産関連資金、諸制度資金、生活関連ローンを中心に積極的に対応し、組合員の営漁・生活の向上と地域漁業の発展に寄与してきました。

併せて、漁村における職能的な地域金融機関として地域経済にも貢献しております。

当連合会は、女性部員と漁協女性部との連携を図り、明日の魅力ある漁業と明るく豊かな漁村づくりをすすめるため魚食普及、環境保全活動、貯蓄推進等に取り組んでまいりました。地域の男性・女性・小さな子供を対象に「おさかな料理教室」を開き、浜で水揚げされた魚の食べ方、捌き方を紹介しました。

また、“豊かな森が豊かな海を育てる”をキャッチフレーズに、県下各地の漁協青壮年部・女性部員と一緒に山間部での植樹を行っています。

平成19年からは、森の生育環境のため“植樹”から“育樹”のための間伐へ活動内容を切り替えました。

JF マリンバンクなぎさの 事業についてご案内します

事業概要

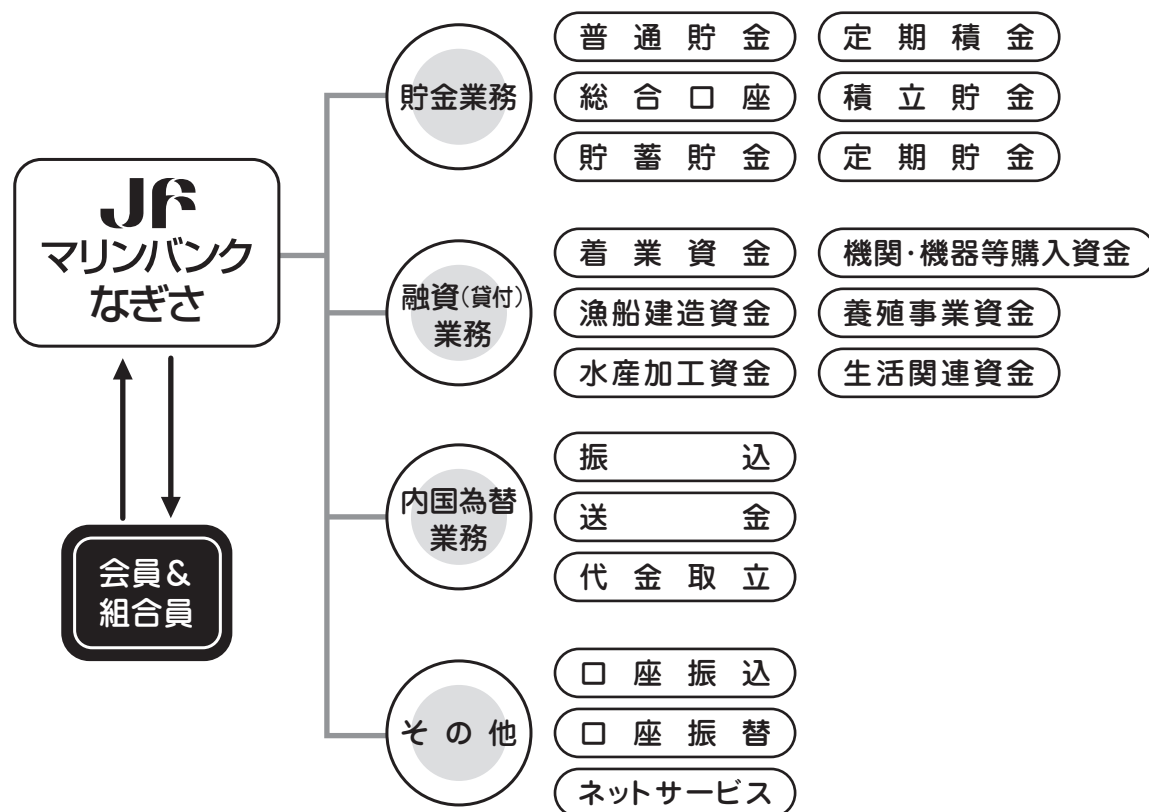
JF なぎさ信漁連は、毎日の暮らしに役立つ、会員・組合員と漁村地域の金融機関「マリンバンク」です。

JF グループの一員としてその機能を発揮するものです。

取扱い業務は貯金、融資（貸付）、為替など会員（両県下の漁業協同組合等）及び会員の組合員の事業・生活に直接結びつくものです。

例えば、会員（組合員含む）からお金をお預かりし、このお預かりした貯金を原資として資金を必要とする会員等に融資したり、漁獲物の販売代金や資金決済のための為替業務を行っております。余った資金は全国系統の取りまとめ機関である農林中央金庫に預入するなどの運用を行います。

「JF マリンバンク」は、漁協、信漁連、農林中央金庫が有機的に結びついて、漁協系統金融として大きな力を発揮しております。



勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、会員・組合員等利用者の皆さまの立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 会員・組合員等利用者の皆さまの商品利用目的、知識、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、会員・組合員等利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、会員・組合員等利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

■ 貯金業務

会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみならずから貯金をお預かりしております。

種 別		特 色	期 間	最低預入額
当 座 性	普 通 貯 金	現金がいつでも自由に出し入れできる、身近で便利な貯金です。 食費・衣服費・光熱費などのお取り引きの都度、通帳の摘要欄にメモしておき、家計簿がわりにお使いいただける貯金です。	定めなし	1 円
	総 合 口 座	普通貯金と定期貯金を組み合わせ、使う・貯める・借りをセットにした多機能商品です。ご利用いただける方は、“個人”に限定されています。 定期貯金の90%（最高900万円）までの貸越が受けられます。急な出費の時や自動引落しによる残高不足の時でも安心です。		
	決 済 用 貯 金	貯金が貯金保険制度により全額保護されます。いつでも自由に出し入れでき、口座から公共料金やクレジットカードなどの自動支払い、口座振替などの決済にご利用いただけます。但し、貯金保険制度上、無利息となっております。		
	貯 蓄 貯 金	普通貯金の便利さと金額階層に応じた金利の有利さを兼ね備えた、個人用の貯金です。		
	納税準備貯金	納税用の口座です。払戻しは納税に限られます。		
	当 座 貯 金	決済用の小切手・手形をご利用いただくための貯金です。		
	通 知 貯 金	余裕金の一時的運用に便利な貯金です。	7 日以上	1 万円
定 期 性	期日指定定期	お預入から 1 年間以上の据置きあとの、いつでも満期日を指定できる定期貯金です。利息は 1 年ごとの複利計算方式で長く預けるほど有利です。	最長 3 年	1 円
	スーパー定期	お預入は 1 円から手軽にはじめられる定期貯金です。1 ヶ月から 5 年の範囲でお預入期間が選べる〈定型方式〉と、5 年未満の範囲で満期日を指定できる〈期日指定方式〉、3 年以上の複利方式があります。	1 ヶ月以上 5 年以内	
	大 口 定 期	まとまったお金の運用に有利な高利回りの定期貯金です。1000万円からのお預入にご利用下さい。		1000万円
定 期 積 金		一定の掛金を決めて積立てる〈定額型〉と、満期日のお受取金額を設定して一定の掛金を積立てる〈目標型〉があります。	6 ヶ月以上 7 年以内	100円
漁 協 積 立 貯 金		水揚精算代金からの定率による自動振替及び任意の窓口入金ができる〈水揚天引型〉と一定額及び任意の窓口入金ができる〈定額積立型〉があります。無理なく安全・有利な積立貯金です。	1 年の 自動継続	1 円

■ 為替業務

会員並びに組合員はもちろん、地域住民のみならずが「お金を送金したり、受け取ったり」するときなどにご利用いただいております。

現金の直接授受や持ち運びに比べて、手間や時間もかからず、紛失、盗難などの危険も少なく大変便利です。

種 類	内 容
送 金	受取人が金融機関に預貯金口座を持っていない場合に利用する方法で、送金小切手を使用いたします。
振 込	受取人が金融機関に預貯金口座を持っている場合に利用する方法です。送られたお金は、受取人の預貯金口座に入金いたします。
代金取立	販売代金などを手形や小切手で受け取った場合に、期日に資金化する方法です。期日に取り立てたお金は、貯金口座に入金いたします。

為替手数料

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

種 類	本会本・支店宛	他金融機関宛
送金手数料	1 件につき 440円	880円
振込手数料	3 万円未満 1 件につき 220円	550円
	3 万円以上 1 件につき 440円	770円
振込手数料 (ATM)	3 万円未満 1 件につき 0円	220円
	3 万円以上 1 件につき 0円	440円
振込手数料 (インターネットバンキング)	3 万円未満 1 件につき 0円	220円
	3 万円以上 1 件につき 0円	440円
代金取立手数料	1 通につき 660円	至急扱い 880円
		普通扱い 660円

その他手数料

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

送金、振込の組戻料	1 件につき	660円
不渡手形返却料	1 通につき	660円
取立手形組戻料	1 通につき	660円
再発行手数料 (通帳・MSキャッシュカード) (ICキャッシュカード)	1 枚につき	1,100円
残高証明書発行手数料	1 通につき	(定期発行)330円 (随時発行)550円
支払利息証明書発行手数料	1 通につき	(定期発行)330円 (随時発行)550円
各種証明書発行手数料	1 通につき	330円
インターネットバンキング利用料	1 口座につき	0円
本会保有個人データ開示手数料	1 件につき	550円
両替手数料 ※1001枚以上、1000枚毎に220円	1 ～ 100枚	無 料
	101枚 ～ 1000枚	330円
	1001枚 ～	660円

(注)手数料には消費税(10%)が含まれております。

■ 融資(貸付)業務

融資につきましても、会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみなさまの暮らしや事業に必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体、水産関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫資金の代理業務も行っています。

種 類			内 容		貸出限度	償還期限	
事業資金	設備資金		漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な設備の取得資金 (漁船建造、機器の取得、漁具倉庫の建設等)			事業費の範囲内	20年以内
	経営資金		漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な中長期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)			事業費の範囲内	10年以内
	水産業経営資金		漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な短期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)			担保等による	1年以内
	制 度	漁業近代化資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な設備の取得資金	漁船建造	20トン未満	9000万円	20年以内
					20トン以上	36000万円	
				機関・機器等の購入	個人	9000万円	10年以内
					法人	36000万円	
				水産加工資金		9000万円	15年以内
	資 金	豊かな海づくり資金 (旧 漁業振興資金)	漁船の維持修繕費、養殖種苗・加工原材料購入費及び資源管理並びに担い手支援等に必要な短期の運転資金	個人	1000万円	1年以内	
				法人	2000万円		
				漁業体験施設の整備に必要な資金	個人	1000万円	5年以内
法人					2000万円		
天災、油濁事故等により被害を受けた漁業者が漁業経営に必要な資金				個人	500万円		
燃油供給安定化に必要な資金	法人	1000万円					
	県漁連	40000万円	1年以内				
生活資金	住宅ローン		住宅の新築、購入、増改築、土地購入等に必要な資金			5000万円	35年以内
	生活ローン		自動車等生活用品購入、学校入学金・結婚費等の生活資金			500万円	7年以内
	共済ローン		「チョコー」または「くらし」の全期前納資金			掛金の範囲内	10年以内
	カードローン		原則自由（事業性資金を除く）			100万円	3年以内

(注) 融資金利等詳細につきましては、お近くのJFなぎさ信漁連の窓口にお問い合わせ願います。
ご利用に際しては、貸出条件・ご利用限度額・ご返済方法等十分ご確認の上、無理のない借入計画をおすすめいたします。

■ その他のサービス

種 類	内 容
自動引落しサービス	電話・電気・水道等の公共料金、その他の料金についてご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
自動入金サービス	国民年金・厚生年金等の各種年金や給与についてご指定の貯金口座に自動的に入金いたします。
自動振込サービス	毎月ご指定の日に家賃等についてご指定の金額をご指定の貯金口座から自動的にお振込いたします。
各種公金の収納	自動車税等県税、固定資産税等市町税等の公金収納を取扱っております。
キャッシュカード 	当連合会発行のキャッシュカードを利用して全国の漁協・信漁連・農林中金のATM・CDはもちろ ん、Mics加盟の銀行・信用金庫・信用組合・ゆうちょ銀行等のATM・CD(左のマークのある ATM等)からのご出金・残高照会サービスもご利用いただけます。 また、J-Debitマークのある加盟店でのお買い物にもご利用いただけます。
マリン クレジット カード 	ショッピング、レジャー等に便利なクレジットカードで、国内はもとより海外でもご利用いた だけます。 全国の漁協・信漁連・農林中央金庫のATMでキャッシングサービスがご利用いただけます。 また、車やバイクのトラブルに24時間365日対応する「ロードサービス」も取扱いいたして おります。
インターネット バンキング	窓口やATMに行かなくても、ご自宅や職場のインターネット接続可能なパソコン・携帯電話から 平日・休日を問わず、残高照会やお振込サービスを24時間お気軽にいつでもご利用いただけます。

マリン メモ

ATMご利用手数料の無料化

- JFマリンバンク内のATMでご入金、ご出金の際のご利用手数料が無料ですすべての時間帯ご利用いただけます。
- 当連合会のキャッシュカードのご利用によるATMご利用手数料は次のとおりです。(令和2年3月31日現在)

	平 日			土 曜 日			日祝祭日
	8:00~8:45	8:45~18:00	18:00~21:00	8:00~9:00	9:00~14:00	14:00~21:00	8:00~21:00
なぎさ信漁連ATM 他都道府県信漁連・漁協ATM	無 料						
J AバンクATM	無 料						
ゆうちょ銀行ATM	110円	無料	110円	110円	110円	110円	110円
セブン銀行ATM (セブンイレブンATM)	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
ローソンATM	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
E-net ATM (ファミリーマート他)	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
他行ATM	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円

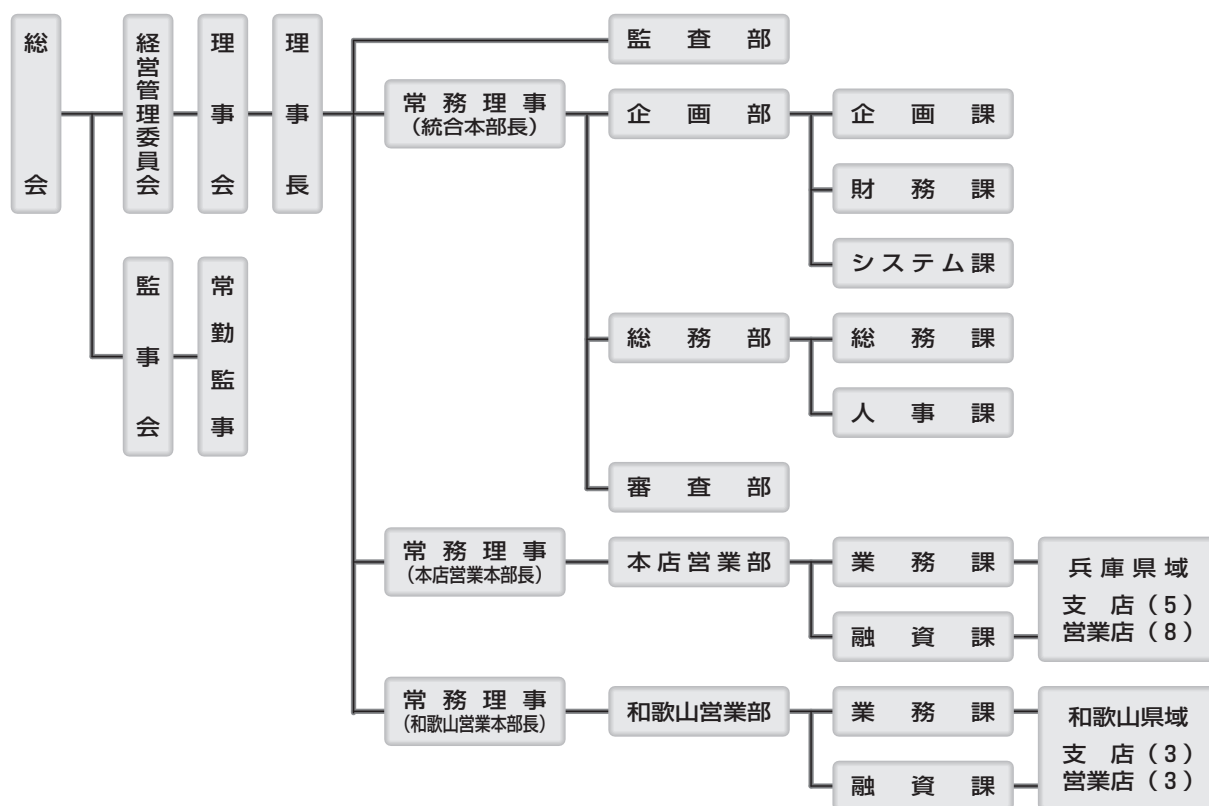
※ J Aバンク・他行ATMでの入金はお取扱いできません。
※ 総合口座で貸越となっている口座、またはお取引により、貸越となる口座については、他行ATMでの時間外の取扱が出来ない場合があります。

JF マリンバンク なぎさの 組織概要についてご紹介します

■ 組織構成

令和2年3月末現在

構成	正会員 74（沿海漁協 57、内水面漁協 9、漁連 4、漁業生産組合 3、業種別漁協 1） 准会員 6（水産加工協 4、漁業共済組合 2） ※前年度 正会員 74、准会員 6
役員	25名（経営管理委員会 17名、理事 4名、監事 4名）
職員	94名（男性 54名、女性 40名）
店舗	本店、直営支店 8、統合支店 1、直営営業店 9、委託営業店 2 ① 本店（明石市） ② 直営支店＝神戸（神戸市）、明石（明石市）、但馬（香美町）、淡路島（淡路市） 和歌山（和歌山市）、有田（有田市）、御坊（御坊市）、串本（串本町） ③ 統合支店＝坊勢（姫路市） ④ 直営営業店＝西浦・東淡（淡路市）、明石浦（明石市）、津居山（豊岡市）、柴山（香美町）、浜坂（新温泉町） 田辺（田辺市）、すさみ（すさみ町）、勝浦（那智勝浦町） ⑤ 委託営業店＝家島（姫路市）、沼島（南あわじ市）



■ 役員

令和2年3月末現在

役 職 名	常勤・非常勤の別	氏 名	備 考
経営管理委員会 会長	非 常 勤	中 川 照 央	
経営管理委員会 副会長	非 常 勤	橘 智 史	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	田 沼 政 男	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	東 根 壽	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	社 領 弘	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	村 瀬 晴 好	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	川 越 一 男	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	岡 田 武 夫	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	大 河 優	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	由 井 臣	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	濱 田 光 男	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	田 伏 英 雄	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	中 村 和 孝	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	堅 田 隆 弘	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	吉 田 俊 久	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	片 谷 匡	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	前部屋 泰 嗣	員外委員
代表理事理事長	常 勤	黒 田 俊 文	
常務理事（統合本部長）	常 勤	吉 津 章 司	
常務理事（本店営業本部長）	常 勤	中 出 好 彦	
常務理事（和歌山営業本部長）	常 勤	濱 村 規 弘	
代表監事	非 常 勤	橋 本 幹 也	
監 事	非 常 勤	漣 勝 也	
常勤監事	常 勤	里 昭 彦	
監 事	非 常 勤	宇 都 靖 夫	員外監事

■ 役員の就任状況

令和2年3月末現在

区 分	前年度末現在	本年度就任	本年度退任	本年度末現在	役員の定数
経営管理委員	18	5	6	17	18
理 事	常 勤	4	2	4	4
	非常勤	0	0	0	0
監 事	常 勤	1	1	1	4
	非常勤	3	1	3	
計	26	9	10	25	26

職員

令和2年3月末現在

区 分	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	31 年 度
参 事	1	1	0	0	0
男 性 職 員 (うち出向)	3 6 (0) (8)	3 4 (0) (5)	5 6 (1) (5)	5 5 (1) (4)	5 1 (1) (3)
女 性 職 員 (うち出向)	2 5 (0) (3)	2 8 (0) (4)	4 0 (0) (4)	4 1 (0) (4)	3 9 (0) (2)
嘱 託・常 用 人 (うち出向)	2 (1) (0)	2 (1) (0)	1 (1) (0)	2 (1) (0)	4 (1) (0)
合 計 (うち出向)	6 4 (1) (1 1)	6 5 (1) (9)	9 7 (2) (9)	9 8 (2) (8)	9 4 (2) (5)

注) () 内上段は出向者数、() 内下段は受入出向者数

沿革・歩み

年 月 日	主 要 事 項
平成28年 1 月	統合信漁連設立準備室設置
4 月	合併仮調印式
5 月	合併リスク管理委員会 ～29年 3 月(9 回開催)
6 月	兵庫・和歌山両県において、合併について通常総会にて承認
10月	両県において、平成29年 4 月 1 日付合併に係る合併契約書および覚書の締結について臨時総会にて承認
29年 4 月	合併総会開催 なぎさ信用漁業協同組合連合会誕生
31年 3 月	ジャックス仮審査WEB受付システム取扱開始
令和元年11月	持続可能なビジネスモデル構築に向けての取組について第19回経営管理委員会にて承認
2 年 3 月	オリックス・クレジット株式会社と保証業務の提携開始

マリンメモ

- 系統組織 下図のとおり、私たちの協同組織は、市町村段階・県段階・全国段階の組織体がそれぞれの事業を担当しています。この市町村段階から全国段階までの協同組織を「系統組織」と呼び、当連合会はこの系統組織のなかで信用事業を扱う県段階の組織体の役割を担っております。



- 農林中央金庫 市町村段階の協同組合と都道府県段階の連合会等を出資団体とする協同組織の全国金融機関です。農林中央金庫の格付はA1 (moody's) で、邦銀の中では上位を取得しております。

■ トピックス

JF マリンバンク全国大会

JF 全漁連、農林中央金庫主催の「第17回 JF マリンバンク全国大会」が7月16日、ザ・プリンスパークタワー東京で開催されました。

「水産業の成長産業化に向けた機能発揮」をテーマに、事例発表や記念講演が行われました。

兵庫県からはJF 室津浦 漣 勝也 組合長、和歌山県からはJF 和歌山北 北村 之秀 組合長、新庄漁協女性部 坂本 陽子 顧問が出席し、感謝状を授与されました。



キャンペーンの実施

定期貯金キャンペーンにつきましては、個人貯金残高の増強を目指し、渉外推進活動を軸にサマーキャンペーン、ウィンターキャンペーンと2回の特別推進運動を展開し、役職員一丸となって取り組みました。

また、年金定期の取り扱いやマイカーローンをはじめとしたローン推進キャンペーンを実施いたしました。

今後とも、社会貢献ができる商品の開発を計画いたします。



JF マリンバンク なぎさの 平成31年度各事業の業績についてご報告します

事業の状況

昨年12月、令和2年度の我が国経済見通しは、「雇用・所得の改善が続き、経済の好循環が進展する中であって、内需を中心とした景気回復により実質GDP成長率1.40%を見込む。」との政府見解でありました。

市場予想を上回る成長率の水準については、懐疑的ではあったものの、消費増税後の消費の落ち込みを抑えるための大規模な対策により、年初から小売販売に底堅さも見られ、先行きは徐々に回復基調を辿るとの見方が大勢でした。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大が2月頃から急速に強まり、世界的に景気は暗転、外出自粛などによる個人消費の落ち込みや企業業績の悪化による経済活動への打撃は深刻化の様相を呈しています。

早期の終息と国民生活への影響が最小限にとどまることを願うばかりです。

かかる事態に対し、本会としましては、被害を受けた漁業者等に対する資金繰り支援に積極的に取り組むべく体制を整備してまいります。

さて、我々JFグループにおいては、昨年秋に開催された、JF全国代表者集会で、「水産業の成長産業化に向けた改革の実践ーJFグループが漁業者とともに自ら拓く浜の未来」が採択され、2020年から2024年までの5年間の運動方針として、「水産業」と「浜」の一体改革を目指し、JFグループ一丸による改革を実践していくことが決議されました。

また、JFマリンバンクの全国的な動向につきましては、「JFマリンバンク中期戦略（2019年～2023年）」において、信用事業の厳しい収支環境や諸規制等への対応が急務の状況下であって、漁業金融機能強化（収益力強化）と一層の合理化・効率化（経費削減）が事業・組織変革を着実に進めていくうえでの課題と認識し、持続可能なビジネスモデル構築に向け、県域（各信漁連）と全国（農林中金）が、「一体的な事業運営」に取り組んでいくことが確認されました。

このような情勢の中、平成31年度は、3ヶ年の中期経営計画の最終年度として、これまでの2年間の取り組みを踏まえ、「全体の見直しと必要な修正を行い、次の3ヶ年に向けて準備を行う期間」と位置づけ、事業量の拡大と経営環境の変化に対応しつつ、自らの改革を進めることで、将来に亘り漁業の発展と漁業者の生活向上に寄与するという役割を発揮していくための方策（新ビジネスモデルの構築）づくりに、役職員一体となって取り組んでまいりました。

本会経営の基盤となる浜の漁業情勢は、兵庫県域ではイカナゴ漁が4年連続しての極端な不漁に見舞われましたが、海苔養殖については、暖冬が心配されたものの、現時点で前年を大きく上回り、沖合底引き漁も堅調に推移いたしました。

一方、和歌山県域では巻き網漁業が振るわず、勝浦魚市場の水揚げも10月以降低調となり全体としては多難な年ではありましたが、春先の鯉ヶんヶん漁が数年ぶりに好調と明るい兆しもありました。

これら両県漁業生産の背景と各種取り組みの実践により、平成31年度の本会事業状況は当初事業計画を上回る実績を確保して終了することができました。

貯金業務につきましては、「愛される浜の金融機関」として、浜の暮らしを守る信頼の金融を実現するため、合併初年度より導入した「出向く体制の構築」に基づく「純増ベースの目標管理の徹底」をメインとした事業推進体制の充実に努めることで、期末貯金残高目標137,761百万円を設定して事業を進めてまいりました結果、当期末残高は前年度対比2,639百万円増加の143,051百万円となりました。

貸出業務につきましては、系統金融の理念のもと組合員から集めた資金を漁業経営等に必要とする資金として貸し出すという相互扶助の精神に基づき、適切かつ迅速な対応を行動指針として証書貸付金の新規実行額目標3,500百万円、期末残高目標24,010百万円を設定し融資拡大を推進してまいりました。

国の施策による「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（リース事業）」、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」等を活用した資金需要が旺盛であったことや、渉外推進活動でのローン推進に努めた結果、証書貸付金の新規実

行額は4,243百万円となり、期末残高は前年度対比542百万円増加の24,469百万円となりました。

一方、財務健全性については、資金量の増加等により、自己資本比率が前年度対比0.20ポイント低下して8.82%となりました。

融資についての考え方

組合員が自ら集めた資金を組合員が必要とする資金として貸し出すという相互扶助の精神に基づく系統金融の理念のもと、適切かつ迅速に対応してまいります。

また、地域の金融円滑化を本会の社会的使命と認識し、その取組態勢を整備・確立し、取り組んでまいります。

- ① 組合員の設備投資における制度資金（近代化資金等）の有効な活用や、適切な範囲内の運転資金の融資等、健全性を確保しつつ推進します。

また、後継者育成等への取組みに対して、積極的に融資を行い、天災・人災時等における緊急時には、対策資金の適切かつ迅速な対応を図ります。

- ② 顧客のローンニーズの実態を把握し、商品設計の見直し・推進体制の整備に取り組むこととし、住宅ローンについては、本年度も貸出伸張のメインとし、推進いたします。
- ③ 18年度に設置した、漁家経営指導員制度を活用し、経営改善が必要となった組合員に対して、改善計画の策定等を通じ、漁家経営の継続支援にかかる経営指導を行ってまいります。
- ④ 地域密着型金融機関として地域の産業発展に貢献するため、地方公共団体への貸付を積極的に推進します。

資料編

■ 貸借対照表	20
■ 損益計算書	21
■ キャッシュ・フロー計算書	27
■ 剰余金処分計算書	28
■ 貯金業務	28
■ 融資業務	29
■ 為替業務	30
■ 有価証券	31
■ 経営諸指標	32
■ 自己資本の充実の状況	34
■ リスク管理債権等	42

※ 記載数値は原則単位未満を四捨五入しておりますが、合計数値が内訳数値の合計値と一致しない場合があります。

確 認 書

1. 私は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和2年6月23日

なぎさ信用漁業協同組合連合会
代表理事理事長 黒田 俊文

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負債及び純資産の部		
科 目	30年度末	31年度末	科 目	30年度末	31年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,425	1,445	貯金	140,412	143,051
預け金	113,351	119,029	当座貯金	233	216
系統預け金	110,477	116,407	普通貯金	41,609	42,896
系統外預け金	2,874	2,622	貯蓄貯金	16	15
有価証券	4,328	3,208	納税準備貯金	492	508
国債	—	—	通知貯金	—	—
地方債	1,513	702	別段貯金	279	390
社債	1,310	1,201	定期貯金	96,060	97,182
外国証券	1,505	1,305	積立定期貯金	593	426
貸出金	23,927	24,469	定期積金	1,130	1,418
手形貸付金	1,684	1,719	借入金	3,000	5,300
証書貸付金	19,468	20,187	代理業務勘定	—	0
当座貸越	1,303	1,291	その他負債	358	490
金融機関貸付	1,472	1,272	貸付留保金	55	225
その他資産	217	185	未払法人税等	8	20
未決済為替貸	4	2	従業員預り金	127	120
未収収益	148	134	未決済為替借	37	19
その他の資産	65	49	未払費用	73	63
固定資産	238	206	前受収益	8	8
有形固定資産	215	193	リース債務	24	14
無形固定資産	0	0	その他の負債	26	21
リース資産	23	13	諸引当金	417	403
外部出資	5,015	5,015	賞与引当金	36	36
長期前払費用	34	99	退職給付引当金	377	363
繰延税金資産	16	11	睡眠貯金払戻引当金	4	4
債務保証見返	19	18	繰延税金負債	—	—
貸倒引当金	▲ 178	▲ 191	債務保証	19	18
			負債の部計	144,206	149,262
			会員資本	4,168	4,228
			出資金	2,772	2,772
			利益剰余金	1,396	1,456
			利益準備金	505	525
			その他利益剰余金	891	931
			任意積立金	824	854
			当期末処分剰余金	67	77
			(うち当期利益金)	64	75
			評価・換算差額等	18	4
			総資産の部計	4,186	4,232
資産の部計	148,392	153,494	負債及び純資産の部計	148,392	153,494

損益計算書

(単位：百万円)

費 用 の 部	30年度	31年度	収 益 の 部	30年度	31年度
経常費用	1,175	1,223	経常収益	1,243	1,371
資金調達費用	121	143	資金運用収益	1,097	1,219
貯金利息	111	133	貸出金利息	443	400
借入金利息	0	0	預け金利息	17	16
支払雑利息	10	10	有価証券利息配当金	49	44
役務取引等費用	25	27	受入雑利息	0	0
内国為替支払手数料	5	5	受取奨励金	529	719
その他支払手数料	13	14	受取特別配当金	59	40
その他の役務取引等費用	7	8	役務取引等収益	31	32
その他事業費用	51	48	内国為替受入手数料	20	20
融資保険料	35	32	その他受入手数料	10	11
支払助成金	4	4	その他の役務取引等収益	1	1
事業推進費	11	12	その他事業収益	89	111
債権管理費	1	0	受取出資配当金	81	109
事業管理費	965	973	受取助成金	—	2
その他経常費用	13	32	国債等債券売却益	8	—
貸倒引当金繰入	12	32	国債等債券償還益	0	0
その他の経常費用	1	0	その他経常収益	26	9
特別損失	1	21	賃貸料	1	1
法人税、住民税及び事業税	11	42	雑収入	19	4
法人税等調整額	▲ 7	10	繰入教育情報資金	6	4
当期剰余金	64	75	貸倒引当金戻入益	—	—
			特別利益	1	—
			その他の特別利益	1	—
合 計	1,244	1,371	合 計	1,244	1,371

注記表

項 目	注 記 事 項												
継続組合の前提に関する注記	該当ありません。												
重要な会計方針に係る事項に関する注記	1. 有価証券（外部出資含む）の評価基準及び評価方法は次の通りです。 1）市場価格のあるその他有価証券については、時価法です。 2）市場価格のないその他有価証券は、移動平均法による原価法です。 3）その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 2. 固定資産の減価償却の方法は次の通りです。 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 1）減価償却資産の償却方法は定率法です。 2）平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。 3）平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物の償却方法は定額法です。 4）取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。 5）平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。 6）耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっています。 (2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 3. 長期前払費用の処理方法は以下の通りです。 1）農林漁業団体職員共済組合が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるための負担金の一部を長期前払にて拠出しております。この負担金については役職員数や標準報酬月額に応じて確定するため概算額での拠出となっており、毎月の負担金確定毎に福利厚生費で処理しております。 2）合併に伴い賞与の算定対象期間を調整したことから、賞与の調整部分について、長期前払にて支出しております。 長期前払した調整部分は、職員の退職時に支給する賞与にて清算しております。 4. 引当金の計上方法は次の通りです。 1）貸倒引当金は、「資産自己査定実施要綱」、「会計規程」及び「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に則り、次の通り計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較して、いずれか多い額（当事業年度は税法基準を採用）を計上しております。 すべての債権は、「資産自己査定実施要綱」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。 2）退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき、必要額を計上しております。 3）賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 4）睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく払戻損失見込額を計上しております。 5. リース取引の処理方法については次の通りです。 1）所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 2）なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。												
会計方針の変更に関する注記	該当ありません。												
表示方法の変更に関する注記	該当ありません。												
会計上の見積りの変更に関する注記	該当ありません。												
誤謬の訂正に関する注記	該当ありません。												
貸借対照表に関する注記	1. 有形固定資産の減価償却累計額は629,159,437円、圧縮記帳累計額は18,990,000円（うち、当期圧縮額記帳額0円）です。 2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、信用端末機及びATMの一部については、リース契約により使用しております。 3. 担保に供している資産は、次の通りです。<table><tr><td>担保に供している資産</td><td>系統外預け金</td><td>110,100,000円</td></tr><tr><td></td><td>差入保証金</td><td>1,000,000円</td></tr><tr><td>担保資産に対応する債務</td><td>当座借越担保</td><td>0円</td></tr><tr><td></td><td>公金収納担保</td><td>1,023,156円</td></tr></table>	担保に供している資産	系統外預け金	110,100,000円		差入保証金	1,000,000円	担保資産に対応する債務	当座借越担保	0円		公金収納担保	1,023,156円
担保に供している資産	系統外預け金	110,100,000円											
	差入保証金	1,000,000円											
担保資産に対応する債務	当座借越担保	0円											
	公金収納担保	1,023,156円											

	上記のほか、為替資金決済等の取引の担保として、系統預け金3,500,000,000円を差し入れております。 4. 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額（貯金担保貸出を除く）は2,215,558,205円です。（理事、経営管理委員及び監事が代表権を有する法人に対するものを含む。） 5. 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務の総額（貯金を除く）はありません。（理事、経営管理委員及び監事が代表権を有する法人に対するものを含む。） 6. リスク管理債権の内訳は以下の通りです。 1） 貸出金のうち、破綻先債権額は14,742,107円、延滞債権額は499,846,079円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。 2） 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は56,421,554円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 3） 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,698,816円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。 4） 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は609,708,556円です。 なお、上記1）から4）に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,095,339,913円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が5,095,339,913円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。												
損益計算書に関する注記	1. 当年度において固定資産の減損損失を以下の通り特別損失に計上しました。 1） グループिंगの方法 本会では、営業店については本店若しくは支店に帰属しており、会計単位として独立させる必要がないことから、他の資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、本支店毎の単位でグループングを行っています。 2） 当該事業年度において減損損失を認識した資産又は資産グループ <table><tr><td>場所</td><td>用途</td><td>種類</td><td>減損損失</td></tr><tr><td>有田支店</td><td>事業所</td><td>土地</td><td>20,901,000円</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td>20,901,000円</td></tr></table> 3） 減損損失の認識に至った経緯 有田支店については所属する店舗の土地の時価が著しく下落しており、減損の兆候に該当しています。また、今後の事業収支や土地に付属する建物の修繕費用（取壊し費用）を考慮すると、使用価値が帳簿価格まで達しないことから、帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。 4） 回収可能価格の算定方法 有田支店の回収可能価格については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを0.0714％で割り引いて算出しております。	場所	用途	種類	減損損失	有田支店	事業所	土地	20,901,000円	合計			20,901,000円
場所	用途	種類	減損損失										
有田支店	事業所	土地	20,901,000円										
合計			20,901,000円										
金融商品に関する注記	1. 金融商品の状況に関する事項 1） 金融商品に対する取組方針 当会は、兵庫県及び和歌山県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。 当会は貯金、借入金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、地方債等の有価証券による運用を行っております。 2） 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、71.0％は水産業等に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は主に債券であり、純投資目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 借入金は日本銀行の金融政策に基づく日銀成長基盤強化支援資金です。 3） 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当会は、個別の重要案件又は大口案件については経営管理委員会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を配置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。 貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。												

不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部財務課において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

② 市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、経営管理委員会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。

運用部門は、経営管理委員会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が38,469,844円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（4.参照のこと）。（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	1,445,430,840	1,445,430,840	—
(2) 預け金	119,028,655,372	119,026,933,033	▲ 1,722,339
(3) 有価証券	3,208,266,349	3,074,276,400	▲ 133,989,949
満期保有目的の債券	2,202,246,349	2,068,256,400	▲ 133,989,949
その他有価証券	1,006,020,000	1,006,020,000	—
(4) 貸出金	24,469,083,503	—	—
貸倒引当金（＊）	▲ 190,508,131	—	—
	24,278,575,372	26,369,041,092	2,090,465,720
資産計	147,960,927,933	149,915,681,365	1,954,753,432
(1) 貯金	143,050,824,975	143,112,330,599	61,505,624
(2) 借入金	5,300,000,000	5,300,000,000	—
負債計	148,350,824,975	148,412,330,599	61,505,624

＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資 産

1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預け金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付については、短期間で償還されることから、時価は簿価に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

2) 借入金

借入金は固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり、2.の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
① 系統出資（＊）	3,754,610,000
② 系統外出資（＊）	1,260,840,000
合 計	5,015,450,000

(＊)系統出資、系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	118,628,655,372	—	—	—	—	400,000,000
有価証券	400,000,000	400,000,000	—	—	200,000,000	2,200,000,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	200,000,000	2,000,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	400,000,000	400,000,000	—	—	—	200,000,000
貸出金（＊）	5,755,453,607	2,591,195,719	2,202,995,833	2,265,718,556	1,714,010,245	9,326,414,742
合 計	124,784,108,979	2,991,195,719	2,202,995,833	2,265,718,556	1,914,010,246	11,926,414,742

(＊)貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の613,294,801円は含まれておりません。また金融機関貸付1,272,000,000円は5年超に含めております。

6. 貯金、借入金の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（＊）	135,552,159,701	3,285,929,146	3,101,931,617	837,153,263	229,462,748	44,188,500
借入金	—	900,000,000	2,000,000,000	2,400,000,000	—	—
合 計	135,552,159,701	4,185,929,146	5,101,931,617	3,237,153,263	229,462,748	44,188,500

(＊)貯金のうち要求払貯金44,024,629,088円については、「1年以内」に含めて開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。

1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

時価が貸借対照表計上額を超えるもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地 方 債	200,000,000円	210,914,800円	10,914,800円
社 債	297,443,714円	300,040,000円	2,596,286円
外国証券	199,348,080円	204,866,000円	5,517,920円
小 計	696,791,794円	715,820,800円	19,029,006円

時価が貸借対照表計上額を超えないもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	400,000,000円	388,580,000円	▲ 11,420,000円
外国証券	1,105,454,555円	963,855,600円	▲141,598,955円
小 計	1,505,454,555円	1,352,435,600円	▲153,018,955円
合 計	2,202,246,349円	2,068,256,400円	▲133,989,949円

2) その他有価証券で時価のあるもの

貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
地 方 債	499,988,855円	502,230,000円	2,241,145円
社 債	299,996,288円	304,590,000円	4,593,712円
小 計	799,985,143円	806,820,000円	6,834,857円

貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
社 債	200,000,000円	199,200,000円	▲800,000円
小 計	200,000,000円	199,200,000円	▲800,000円
合 計	999,985,143円	1,006,020,000円	6,034,857円

なお、上記の評価差額から繰延税金負債1,683,724円を差し引いた額4,351,133円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

4) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下の通りです。

1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

	なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成28年12月16日）に基づき、簡便法により行っております。 2）退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>377,460,958円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>26,949,500円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>▲ 41,056,847円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>363,353,611円</td></tr> </table> 3）退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>363,353,611円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>363,353,611円</td></tr> </table> 4）退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>26,949,500円</td></tr> </table> 2．福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金7,422,287円を含めて計上しております。 なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は86,995,833円となっております。	期首における退職給付引当金	377,460,958円	退職給付費用	26,949,500円	退職給付の支払額	▲ 41,056,847円	期末における退職給付引当金	363,353,611円	退職給付債務	363,353,611円	退職給付引当金	363,353,611円	簡便法で計算した退職給付費用	26,949,500円																																								
期首における退職給付引当金	377,460,958円																																																						
退職給付費用	26,949,500円																																																						
退職給付の支払額	▲ 41,056,847円																																																						
期末における退職給付引当金	363,353,611円																																																						
退職給付債務	363,353,611円																																																						
退職給付引当金	363,353,611円																																																						
簡便法で計算した退職給付費用	26,949,500円																																																						
税効果会計に関する注記	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次の通りです。 <繰延税金資産> <table> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td><td>31,469,008円</td></tr> <tr> <td>貸倒損失否認額</td><td>14,268,929円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td><td>10,078,315円</td></tr> <tr> <td>未払事業税・地方人特別税</td><td>2,273,209円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>101,375,657円</td></tr> <tr> <td>退職準備積立金</td><td>50,220円</td></tr> <tr> <td>減価償却限度超過額</td><td>13,966,401円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産償却超過額</td><td>16,573円</td></tr> <tr> <td>貸付金未収利息超過額</td><td>867,152円</td></tr> <tr> <td>睡眠貯金払戻引当金超過額</td><td>1,057,316円</td></tr> <tr> <td>減損損失額</td><td>14,686,839円</td></tr> <tr> <td>未払金損金否認</td><td>1,812,441円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>191,922,060円</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額</td><td>▲179,157,810円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額小計</td><td>▲179,157,810円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計（A）</td><td>12,764,250円</td></tr> </table> <繰延税金負債> <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>▲1,683,724円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計（B）</td><td>▲1,683,724円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額（A）＋（B）</td><td>11,080,526円</td></tr> </table> 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下の通りです。 <table> <tr> <td>法定実効税率（調整）</td><td>27.9%</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金にされない項目</td><td>1.9%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>▲11.9%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>5.3%</td></tr> <tr> <td>教育情報資金</td><td>▲0.9%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>19.3%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>▲0.5%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>41.1%</td></tr> </table>	貸倒引当金超過額	31,469,008円	貸倒損失否認額	14,268,929円	賞与引当金超過額	10,078,315円	未払事業税・地方人特別税	2,273,209円	退職給付引当金超過額	101,375,657円	退職準備積立金	50,220円	減価償却限度超過額	13,966,401円	無形固定資産償却超過額	16,573円	貸付金未収利息超過額	867,152円	睡眠貯金払戻引当金超過額	1,057,316円	減損損失額	14,686,839円	未払金損金否認	1,812,441円	繰延税金資産小計	191,922,060円	将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	▲179,157,810円	評価性引当額小計	▲179,157,810円	繰延税金資産合計（A）	12,764,250円	その他有価証券評価差額金	▲1,683,724円	繰延税金負債合計（B）	▲1,683,724円	繰延税金資産の純額（A）＋（B）	11,080,526円	法定実効税率（調整）	27.9%	交際費等永久に損金にされない項目	1.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲11.9%	住民税均等割等	5.3%	教育情報資金	▲0.9%	評価性引当額の増減	19.3%	その他	▲0.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.1%
貸倒引当金超過額	31,469,008円																																																						
貸倒損失否認額	14,268,929円																																																						
賞与引当金超過額	10,078,315円																																																						
未払事業税・地方人特別税	2,273,209円																																																						
退職給付引当金超過額	101,375,657円																																																						
退職準備積立金	50,220円																																																						
減価償却限度超過額	13,966,401円																																																						
無形固定資産償却超過額	16,573円																																																						
貸付金未収利息超過額	867,152円																																																						
睡眠貯金払戻引当金超過額	1,057,316円																																																						
減損損失額	14,686,839円																																																						
未払金損金否認	1,812,441円																																																						
繰延税金資産小計	191,922,060円																																																						
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	▲179,157,810円																																																						
評価性引当額小計	▲179,157,810円																																																						
繰延税金資産合計（A）	12,764,250円																																																						
その他有価証券評価差額金	▲1,683,724円																																																						
繰延税金負債合計（B）	▲1,683,724円																																																						
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	11,080,526円																																																						
法定実効税率（調整）	27.9%																																																						
交際費等永久に損金にされない項目	1.9%																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲11.9%																																																						
住民税均等割等	5.3%																																																						
教育情報資金	▲0.9%																																																						
評価性引当額の増減	19.3%																																																						
その他	▲0.5%																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.1%																																																						
賃貸等不動産に関する注記	該当ありません。																																																						
リースにより使用する固定資産に関する注記	1．リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始後のリース取引以下のものについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。（リース資産の内容） 信用事業における機械装置及び器具備品です。																																																						
資産除去債務に関する注記	該当する重要な事項はありません。																																																						
重要な後発事象に関する注記	該当ありません。																																																						
その他の注記	該当ありません。																																																						

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	30年度	31年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	▲ 4,653	▲ 2,274
税引前当期利益	68	127
減価償却費	36	27
減損損失	—	21
貸倒引当金の増減額 (▲は減少)	▲ 6	13
退職給付引当金の増加額	10	▲ 14
その他の引当金・積立金の増減額 (▲は減少)	0	0
資金運用収益	▲ 1,097	▲ 1,219
資金調達費用	121	143
有価証券関係損益 (▲は益)	▲ 8	0
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減 (▲は純増)	▲ 849	▲542
預け金の純増減 (▲は純増)	▲ 17,900	▲6,900
貯金の純増減 (▲は純減)	12,095	2,639
借入金の純増減	1,900	2,300
教育情報資金	▲ 6	▲ 4
その他	16	84
資金運用による収入	1,097	1,234
資金調達による支出	▲ 120	▲ 152
小計	(▲ 4,643)	(▲ 2,243)
法人税等の支払額	▲ 10	▲ 31
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 1,272	1,084
有価証券の取得による支出	▲ 2,695	—
有価証券の売却による収入	1,599	—
有価証券の償還による収入	300	1,100
固定資産の取得による支出	▲ 2	▲ 16
固定資産の売却による収入	—	—
外部出資による支出	▲ 474	—
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 8	▲ 11
出資の増額による収入	4	0
出資配当金の支払額	▲ 12	▲ 11
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	▲ 5,933	▲ 1,201
VI 現金及び現金同等物の期首残高	17,833	11,900
VII 現金及び現金同等物の当期末残高	11,900	10,699

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	30年度	31年度
当期末処分剰余金	67	77
(目的積立金取崩額)	(－)	(－)
剰余金処分額	61	68
内		
利益準備金	20	20
任意積立金	30	36
(うち優先出資消却積立金)	(3)	(1)
(うち特別修繕積立金)	－	(5)
出資配当金	11	13
(普通出資に係る配当金)	(5)	(7)
(優先出資に係る配当金)	(6)	(6)
次期繰越剰余金	6	9

- (脚注)
- (1) 普通出資金の配当は年0.30%の割合です。
優先出資の配当は年1.00%の割合です。
- (2) 任意積立金の種類ごとの積立目的、積立目標額及び取扱基準等は次のとおりです。
- | 種類 | 積立目的 | 目標額 | 取扱基準 | 既積立額 |
|-----------|---|----------|---|-------|
| 優先出資消却積立金 | 配当政策や資本効率の観点から当該出資金の減額の際の支出に充てるために積み立てる。 | 600百万円 | 行政庁の認可を得たうえで、目的を達するための支出に対して、経営管理委員会の議決を経て取り崩す。 | 67百万円 |
| 特別修繕積立金 | 2024年に予定されている新紙幣発行にともない発生が見込まれるATM等機器類の修繕費に充てるために積み立てる。 | 目標額は定めない | 目的が達成された場合には、当該積立金の全額を取り崩す。 | 5百万円 |
- (3) 次期繰越剰余金に含まれる水協法第55条第7項(水協法第92条第3項において準用する場合を含む。)に規定する経営指導・教育情報事業に充てるための繰越額(いわゆる教育情報資金)は、6,000千円である。

(注)出資金等に対する配当率等

(単位：百万円)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
普通出資金に対する配当金	7	7	5	5	7
配当率	0.50%	0.50%	0.25%	0.25%	0.3%
優先出資金に対する配当金	3	3	6	6	6
配当率	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%
事業の利用分量に対する貯金配当金	－	－	－	－	－
貸出金配当金	－	－	－	－	－
配当率	－%	－%	－%	－%	－%

貯金業務

種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分			30 年 度 末		31 年 度 末	
			金 額	構成比	金 額	構成比
種類別 残高	当座性	当座貯金	233	0.2	216	0.1
		普通貯金	41,609	29.6	42,896	30.0
		貯蓄貯金	16	0.0	15	0.0
		納税準備貯金	492	0.4	508	0.4
		通知貯金	－	－	－	－
		別段貯金	279	0.2	390	0.3
	小 計		42,629	30.4	44,025	30.8
	定期性	定期貯金	96,060	68.4	97,182	67.9
		(うち固定金利)	(96,052)	(68.4)	(97,174)	(67.9)
		(うち変動金利)	(8)	(0.0)	(8)	(0.0)
		積立定期貯金	593	0.4	426	0.3
		定期積金	1,130	0.8	1,418	1.0
	小 計		97,783	69.6	99,026	69.2
	合 計		140,412	100.0	143,051	100.0
貯金者区分 残高	員内	会員貯金	11,319	8.1	11,881	8.3
		組合員直接預り	58,535	41.7	59,032	41.3
		小 計	69,854	49.8	70,913	49.6
	員外	地方公共団体	16,713	11.9	11,219	7.8
		金融機関	－	－	－	－
		その他	53,845	38.3	60,919	42.6
		小 計	70,558	50.2	72,138	50.4
	合 計		140,412	100.0	143,051	100.0

- (注) 固定金利＝預入時に満期までの利率が確定する定期貯金
変動金利＝預入期間中の市場金利の変化に応じて、金利が変動する定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	30 年 度		31 年 度		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	37,956	29.3	38,342	27.1	386
定期性貯金	91,541	70.7	103,382	72.9	11,841
小 計	129,497	100.0	141,724	100.0	12,227
譲渡性貯金	－	－	－	－	－
合 計	129,497	100.0	141,724	100.0	12,227

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋納税準備貯金＋通知貯金＋別段貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金＋定期積金

財形貯蓄残高

「該当ございません」

融資業務

貸出金残高（種類別・金利別・使途別・貸出先別）

（単位：百万円、％）

区 分			30 年 度 末		31 年 度 末	
			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
種 類 別	割引手形		—	—	—	—
	手形貸付金		1,684	7.0	1,719	7.0
	証書貸付金		19,468	81.4	20,187	82.5
	当座貸越		1,303	5.4	1,291	5.3
	金融機関貸付		1,472	6.2	1,272	5.2
	合 計		23,927	100.0	24,469	100.0
金 利 別	固定金利貸出		14,295	59.7	14,958	61.1
	変動金利貸出		9,632	40.3	9,511	38.9
使 途 別	設備資金		17,768	74.3	18,600	76.0
	運転資金		6,159	25.7	5,869	24.0
貸 出 先 別	員 内	会 員	3,464	14.5	3,880	15.9
		組合員直接貸付	15,360	64.2	15,349	62.7
		小 計	18,824	78.7	19,229	78.6
	員 外	地方公共団体	1,103	4.6	1,000	4.1
		金融機関	1,472	6.2	1,272	5.2
		その他	2,528	10.6	2,968	12.1
		小 計	5,103	21.4	5,240	21.4
	合 計		23,927	100.0	24,469	100.0

（注）個人向け貸出金のうち、住宅関連及び自動車ローンは設備資金、その他のローンは運転資金としている。
設備資金＝長期資金－（経営資金＋生活ローン（自動車ローンを除く）＋共済ローン）

種類別貸出金平均残高

（単位：百万円、％）

区 分	30 年 度		31 年 度		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
割引手形	—	—	—	—	—
手形貸付金	1,700	7.1	1,800	7.5	100
証書貸付金	19,049	79.8	19,421	81.4	372
当座貸越	1,257	5.3	1,285	5.4	28
金融機関貸付	1,866	7.8	1,350	5.7	▲ 516
合 計	23,872	100.0	23,856	100.0	▲ 16

貸出金担保別内訳

（単位：百万円、％）

区 分	30 年 度 末		31 年 度 末		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
貯金等	1,544	6.5	1,560	6.4	16
有価証券	301	1.3	301	1.2	0
動産	—	—	—	—	—
不動産等	4,175	17.4	3,722	15.2	▲ 453
その他担保物	1	0.0	8	0.0	7
小 計	6,021	25.2	5,591	22.8	▲ 430
基金協会保証	10,633	44.4	11,094	45.3	461
その他の保証	1,809	7.6	2,266	9.3	457
小 計	12,442	52.0	13,360	54.6	918
信用	5,464	22.8	5,518	22.6	54
合 計	23,927	100.0	24,469	100.0	542

（注）貯金等＝貯担（定期等）＋積担（定期積金）。 不動産等＝不動産等（動産＋不動産）－基金協会債権（重複を控除）。
その他担保物＝商業手形（転貸債権）＋当座貸越（特殊当座・カードローンを除く）。
その他の保証＝信販会社 信用＝特殊当座・カードローンを含む

業種別貸出金残高

（単位：百万円、％）

区 分	30 年 度 末		31 年 度 末		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農水産業	16,115	67.4	16,517	67.5	402
製造業	1	0.0	1	0.0	0
建設業	6	0.0	4	0.0	▲ 2
運輸・通信業	26	0.1	22	0.1	▲ 4
卸売・小売業	40	0.2	39	0.2	▲ 1
金融・保険業	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—
サービス業	924	3.9	1,323	5.4	399
地方公共団体	1,103	4.6	1,000	4.1	▲ 103
金融機関	1,472	6.1	1,272	5.2	▲ 200
その他	4,240	17.7	4,291	17.5	51
合 計	23,927	100.0	24,469	100.0	542

保証業務

債務保証担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	30 年 度 末		31 年 度 末		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
貯金等	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—
不動産等	—	—	—	—	—
その他担保物	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—
信用	19	100.0	18	100.0	▲ 1
合 計	19	100.0	18	100.0	▲ 1

代理業務

受託貸出金の残高

(単位：百万円)

受託先別	30年度末	31年度末
株式会社日本政策金融公庫(農林)	57	57
独立行政法人住宅金融支援機構	226	190
年金積立金運用管理独立行政法人	3	3
株式会社日本政策金融公庫(教育)	42	33
合 計	328	283

(事務委託)

(単位：百万円)

受託先別	30年度	31年度
兵庫県沿岸漁業改善資金	89	53

主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種類別)

(単位：百万円)

		30 年 度 末	31 年 度 末	増 減
漁業	海面漁業	5,957	5,833	▲ 124
	海面養殖漁業	4,043	4,101	58
	その他漁業	250	92	▲ 158
	漁業関係団体等	4,398	5,502	1,104
合 計		14,648	15,528	880

- (注) 1. 本表は、水産業関係の貸出残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出残高（生活資金等）は含まれておりません。
2. 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めていません）

(資金種類別)

(単位：百万円)

		30 年 度 末	31 年 度 末	増 減
プロパー資金		4,427	4,316	▲ 111
水産制度資金		10,221	11,212	991
	漁業近代化資金	9,411	10,206	795
	その他制度資金	810	1,006	196
合 計		14,648	15,528	880

- (注) 3. プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。
4. 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここは②のみを掲載しております。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

		30 年 度 末	31 年 度 末	増 減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		57	57	0
合 計		57	57	0

(注) 5. 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

為替業務

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類			30 年 度		31 年 度	
			仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
種 類	送金・振込	件数	35,028	58,784	35,396	53,921
		金額	60,424	72,295	60,661	66,684
	代金取立	件数	563	92	509	52
		金額	5,299	121	7,005	108
合 計		件数	35,591	58,876	35,905	53,973
		金額	65,723	72,416	67,666	66,792

有価証券

保有有価証券平均残高及び利回り

(単位：百万円、%)

種 類	30 年 度			31 年 度			増 減
	金 額	構成比	利 回	金 額	構成比	利 回	
国債	290	7.4	0.52	—	—	—	▲ 290
地方債	1,491	37.9	1.42	986	26.5	1.26	▲ 505
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,211	30.8	1.23	1,293	34.7	1.24	82
外国証券	940	23.9	1.15	1,445	38.8	1.11	505
受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	3,932	100.0	1.23	3,724	100.0	1.20	▲ 208

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合 計
30 年 度 末	国債	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	804	509	—	—	200	—	1,513
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	102	310	—	100	698	—	1,310
	外国証券	—	—	—	99	1,306	—	1,505
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	906	819	—	199	200	2,204	—	4,328
31 年 度 末	国債	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	401	101	—	—	200	—	702
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	305	100	—	597	—	1,201
	外国証券	—	—	99	—	1,106	—	1,305
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	401	406	199	—	299	1,903	—	3,208

有価証券の含み損益（上場有価証券）

(単位：百万円)

区 分	30 年 度			31 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	1,513	1,522	22	702	713	13
政府保証債	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—
社債	1,310	1,319	22	1,201	1,192	▲ 5
外国証券	1,505	1,469	▲ 36	1,305	1,169	▲ 136
受益証券	—	—	—	—	—	—
合 計	4,328	4,310	8	3,208	3,074	▲ 128

- (注) 1. 取得価額は、貸借対照表価額によっております。
2. 上場有価証券の時価は、主として東京証券取引所における最終価格によっております。
3. 非上場有価証券のうち、時価相当額として価格等の算定が可能なものを記載しております。
4. 非上場有価証券の時価は、次の基準によっております。
① 店頭売買有価証券は、日本証券業協会が公表する売買価格等
② 公募債権は、日本証券業協会が公表する公社債店頭（基準）気配表に記載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格
③ 証券投資信託の受益証券は、基準価格によっております。

(保有目的による区分)

(単位：百万円)

区 分	30 年 度			31 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	2,402	2,384	▲ 18	2,202	2,068	▲ 134
その他	1,926	1,926	26	1,006	1,006	6
合 計	4,328	4,310	8	3,208	3,074	▲ 128

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末時における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- ① 売買目的有価証券については保有していません。
② 満期保有目的の債券については、償却原価が貸借対照表価額として計上されております。
③ その他の有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

オフバランス取引、先物取引の時価情報、オプション取引の時価情報、金銭の信託 該当ございません

主要な残高及び利益の推移

(単位：百万円、千口、人、%)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
経常収益	878	855	1,208	1,243	1,371
経常利益	37	25	46	67	148
当期利益金	29	19	35	64	75
出資金	1,735	1,735	2,768	2,772	2,772
出資口数	174	174	277	277	277
純資産額	2,825	2,788	4,159	4,186	4,232
総資産額	79,345	82,369	134,349	148,392	153,494
貯金	75,982	79,010	128,318	140,412	143,051
貸出金	20,151	19,145	23,079	23,927	24,469
有価証券	1,684	1,124	3,555	4,328	3,208
剰余金配当額	10	10	11	11	13
・ 出資配当金の額	10	10	11	11	13
・ 事業利用分量配当金の額	—	—	—	—	—
職員数	64	65	97	98	94
・ 受入出向職員	11	9	9	8	5
単体自己資本比率	12.19	11.10	10.11	9.02	8.82

(注) 「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

資金効率(運用・調達勘定平均残高、収益、利回)

(単位：百万円、%)

区 分	30 年 度			31 年 度		
	平均残高	収 益	利 回	平均残高	収 益	利 回
貸出金	23,872	443	1.86	23,856	400	1.68
預け金	101,693	605	0.60	115,546	775	0.67
有価証券	3,932	49	1.23	3,724	44	1.20
実質運用勘定利回 A	129,497	1,097	0.85	143,126	1,219	0.85
貯金	129,497	111	0.09	141,724	133	0.09
借入金	1,819	0	0.00	3,649	0	0.00
貯金経費	—	977	0.75	-	985	0.70
貯金借入金原価率 B	131,316	1,088	0.84	145,373	1,118	0.77
運用資金利鞘 A - B			0.01			0.08

区 分	30年度	31年度
事業収益 イ	1,217	1,362
事業費用 □	1,162	1,191
事業利益 イー□	55	171
事業収支率 □／イ	95.5	87.4

区 分	30年度	31年度
総資金運用利回	0.93	0.93
総資金原価率	0.88	0.84
(うち貯金原価率)	(0.84)	(0.78)
総資金利ざや	0.05	0.09

(注) 総資金運用利回＝資金運用収益/資金運用勘定平均残高×100
総資金利ざや＝総資金運用利回－総資金原価率

資金運用及び事業粗利益

(単位：百万円、%)

区 分	30年度	31年度
資金運用収益	1,097	1,219
資金調達費用	121	143
資金運用収支	976	1,076
役務取引等収益	31	32
役務取引等費用	25	27
役務取引等収支	6	5
その他事業収益	89	111
受取出資配当金	81	109
受取助成金	—	2
国債等債券売却益	8	—
国債等債券償還益	0	0
その他の事業収益	—	—
その他事業費用	51	48
その他事業収支	38	63
事業粗利益	1,032	1,156
事業粗利益率	0.80	0.81
事業純益	52	172
実質事業純益	55	172
コア事業純益	47	172
コア事業純益 (投資信託解約損益除く)	47	172

(注) 事業粗利益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)＋事業管理費＋債権管理費＋事業推進費
 事業粗利益率＝事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100
 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益(※)
 ※国債等債券関係損益＝債券売却益＋債券償還益－債券売却損－債券償還損－債券償却
 コア事業純益(投資信託解約損益除く)＝コア事業純益－投資信託解約損益

役務取引の状況

(単位：百万円)

種 類	30年度	31年度
受入為替手数料	20	20
その他受入手数料	11	12
役務取引等収益	31	32
支払為替手数料	5	5
その他支払手数料	20	22
役務取引等費用	25	27

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区 分	30 年 度		31 年 度	
	残高	増減額	残高	増減額
受取利息	貸出金	443 ▲ 16	400 ▲ 43	
	有価証券	49 5	44 ▲ 5	
	預け金	17 ▲ 3	16 ▲ 1	
	合 計	509 ▲ 14	460 ▲ 49	
支払利息	貯金	111 18	133 22	
	譲渡性貯金	— —	— —	
	借入金	0 0	0 0	
	合 計	111 18	133 22	
差 引	398	▲ 32	327	▲ 71

経費の内訳

(単位：百万円)

区 分	30年度	31年度
人件費	役員報酬	52
	給料手当	416
	賞与引当金繰入	1
	福利厚生費	81
	退職給付費用	27
	小 計	577
旅費交通費	12	12
業務費	163	167
負担金	24	30
施設費	163	160
貯金保険料	17	11
雑費	4	4
税金	5	4
合 計	965	973

その他の経営諸指標

(単位：百万円、%)

区 分	30 年 度		31 年 度	
	期 末	期 中	期 末	期 中
貯貸率	17.0	18.4	17.1	16.8
貯預率	80.7	78.5	83.2	81.5
貯証率	3.1	3.0	2.2	2.6
1 職員当り貯金平均残高	1,321		1,508	
1 職員当り貸出金平均残高	244		254	
1 店舗当り貯金平均残高	6,167		6,749	
1 店舗当り貸出金平均残高	1,137		1,136	
総資産経常利益率	0.05		0.10	
総資産当期利益率	0.04		0.05	
資本経常利益率	1.64		3.57	
資本当期利益率	1.54		1.81	

役員等の報酬体系

- ◇ 役員に対する報酬等の種類は、基本報酬のみで、平成31年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみです。

功労金については、該当ありません。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	52	—

- ◇ 対象役員は、経営管理委員18名、理事4名、監事4名です。

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員及び理事各人別の報酬額については経営管理委員会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

自己資本の充実の状況

○自己資本調達手段の概要に関する事項

◇自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の最重要課題として取り組んでいます。

令和2年3月末における自己資本比率は、リスク・アセットが拡大したことにより、前年度対比において0.2ポイント低下して8.82%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員からの普通出資と会員外からの優先出資により調達しております。出資金額は次のとおりです。

○ 普通出資

項 目	内 容
発行主体	なぎさ信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	22億円（前年度 22億円）

○ 非累積的永久優先出資

項 目	内 容
発行主体	なぎさ信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6億円（前年度 6億円）

当連合会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。

今後も、未処分剰余金からの内部留保により、自己資本の増強を行っていきます。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

○自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目（１）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	4,143		4,091	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,772		2,772	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	1,456		1,396	
うち、外部流出予定額（△）	▲ 85		▲ 77	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	72		72	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	72		72	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	4,215		4,163	
コア資本に係る調整項目（２）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0		0	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0		0	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	0		0	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	4,215		4,163	
リスク・アセット等（３）				
信用リスク・アセットの額の合計額	45,768		44,186	
資産（オン・バランス）項目	45,754		44,172	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 453		▲ 453	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	▲ 453		▲ 453	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス項目	13		14	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	—		—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,011		1,938	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	47,779		46,124	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.82%		9.02%	

○自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	30 年 度 末			31 年 度 末		
	エクスポ ージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4 %	エクスポ ージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4 %
現金	1,425	0	0	1,445	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,609	0	0	1,702	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	116,028	23,226	929	121,204	24,261	970
法人等向け	699	550	22	699	550	22
中小企業等・個人向け	3,063	1,837	73	3,418	2,113	85
抵当権付住宅ローン	3,128	1,090	44	2,750	958	38
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	167	197	8	146	160	6
取立未済手形	4	1	0	2	0	0
漁業信用基金協会等保証	10,645	1,064	42	11,100	1,110	44
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	1,391	1,391	56	1,391	1,391	56
(うち出資等のエクスポージャー)	1,391	1,391	56	1,391	1,391	56
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	9,269	15,268	611	9,696	15,663	627
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通 出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当す るもの以外のものに係るエクスポージャー)	502	1,256	50	502	1,256	50
(うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	4,096	10,240	410	4,096	10,240	410
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー)	23	58	2	23	58	2
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有 している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有 していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連 調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5 % 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,647	3,714	149	5,074	4,109	164
証券化	—	—	—	—	—	—
(うち STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非 STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入とな るものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されな かったものの額(△)	—	452	18	—	452	18
CVAリスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	148,428	44,172	1,767	153,553	45,754	1,830

○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

30 年 度			31 年 度		
粗利益額	オペレーショナル・ リスク相当額を 8 % で除して得た額 b = a × 15 % ÷ 8 %	所要自己資本額 c = b × 4 %	粗利益額	オペレーショナル・ リスク相当額を 8 % で除して得た額 b = a × 15 % ÷ 8 %	所要自己資本額 c = b × 4 %
a			a		
1,034	1,938	78	1,073	2,011	80

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当連合会では基礎的手法を採用しています。

○所要自己資本額

(単位：百万円)

30 年 度		31 年 度	
リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額	リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額
a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %
46,124	1,845	47,779	1,911

○信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当連合会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー	—	日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	—
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	—

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		30 年 度 末			31 年 度 末		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
法 人	農林水産業	3,262	3,262	—	3,359	3,359	—
	製造業	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	32	32	—	25	25	—
	金融・保険業	116,546	1,474	1,710	122,121	1,274	1,810
	不動産業	—	—	—	—	—	—
	サービス業	4,283	4,283	—	5,178	5,178	—
	地方公共団体	2,609	1,104	1,505	1,702	1,000	702
	その他	1,100	—	1,100	699	—	699
個 人		13,826	13,826	—	13,674	13,674	—
固定資産等		6,875	—	—	6,844	—	—
合 計		148,533	23,981	4,315	153,602	24,510	3,211

- (注) 1. 全て国内取引です。
2. 残高は、信用リスク削減効果適用前の残高です。
3. 基金協会保証付債権も業種別に区分して記載しております。
4. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
5. 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	30 年 度 末			31 年 度 末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1 年以下	125,381	10,218	1,905	130,851	10,513	1,303
1 年超 3 年以下	5,217	4,207	910	4,650	4,142	508
3 年超 5 年以下	3,038	2,939	99	3,630	3,430	200
5 年超 7 年以下	2,324	2,224	101	1,988	1,988	—
7 年超	4,727	3,427	1,300	4,792	3,592	1,200
期限の定めなし	7,846	966	—	7,691	845	—
合 計	148,533	23,981	4,315	153,602	24,510	3,211

- (注) 1. 全て国内取引です。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

◇3 月以上延滞エクスポージャーの期末残高および業種別の内訳

(単位：百万円)

		30 年 度	31 年 度
法 人	農林水産業	103	77
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他	—	—
	個 人	169	181
合 計		272	258

(注) 全て国内取引です。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		30 年 度					31 年 度				
		期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
				使用目的	その他				使用目的	その他	
一般貸倒引当額		69	73	－	69	73	73	72	－	73	72
個別貸出引当額		115	105	19	96	105	105	119	20	85	119
法人	農林水産業	77	57	19	58	57	57	56	13	44	56
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人		38	48	－	38	48	48	63	7	41	63

(注) 全て国内取引です。

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

		30 年 度	31 年 度
法 人	農林水産業	—	—
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他	—	—
個 人		—	—
合 計		—	—

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		30 年 度 末			31 年 度 末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	4,034	4,034	—	3,148	3,148
	10%	—	10,670	10,670	—	11,123	11,123
	20%	114,266	1,064	115,330	119,461	1,044	120,505
	35%	—	3,108	3,108	—	2,732	2,732
	50%	298	26	324	298	31	329
	75%	—	2,449	2,449	—	2,834	2,834
	100%	703	5,159	5,862	703	5,490	6,193
	150%	—	87	87	—	59	59
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	200	4,119	4,319	4,297	—	4,297
	1250%	—	—	—	—	—	—
	その他	702	—	702	701	—	701
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
合 計		116,169	30,716	146,885	125,460	26,461	151,921

○信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区 分	30 年 度 末		31 年 度 末	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	5	—	4
抵当権付住宅ローン	—	20	—	19
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	—	25	—	23

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。当連合会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	30年度	31年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

○出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の外部出資勘定として計上されているものであり、当連合会においては、対象先としては系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

これらの評価等は、系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区 分	30年度末		31年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	5,015	—	5,015	—
合 計	5,015	—	5,015	—

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

「該当ございません」

◇貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

（その他有価証券の評価損益等）

「該当ございません」

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（子会社・関係会社株式の評価損益等）

「該当ございません」

○金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定方法の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

当会では、市場金利が上下1%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算出しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年となっております。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
本会は円通貨しか取り扱っておりません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点
特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

（単位：百万円）

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	209	214	69	
2	下方パラレルシフト	0	0	40	
3	スティープ化	377	381		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	377	381	69	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,215		4,163	

リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	30 年 度 末	31 年 度 末	増 減
破綻先債権額	20	15	▲ 5
延滞債権額	434	500	66
3 か月以上延滞債権額	237	56	▲ 181
貸出条件緩和債権額	34	39	5
リスク管理債権総額 A	725	610	▲ 115
担保・保証付債権額 B	575	463	▲ 112
個別貸倒引当金残高 C	105	119	14
保全率 (B+C)/A	93.8	95.4	1.6

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の立て、又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を収益に計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、(注)1に掲げるもの及び債務者の経営再建、又は支援を図ることを目的として、利息の支払いを猶予したもの以外のものをいいます。
3. 「3 か月以上延滞債権」とは、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3 か月以上延滞している貸出金（(注)1・2に掲げるものを除く。）をいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（(注)1・2・3に掲げるものを除く。）をいいます。
5. 「担保・保証付債権額B」は、「リスク管理債権総額A」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証合計額です。
6. 「個別貸倒引当金残高C」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	30 年 度 末	31 年 度 末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	224	229	5
危険債権	231	286	55
要管理債権	270	95	▲ 175
不良債権額合計 A	725	610	▲ 115
正常債権	23,256	23,900	644
担保・保証付債権額	575	463	▲ 112
貸倒引当金残高	105	119	14
保全額合計 B	680	582	▲ 98
保全率 B/A	93.8	95.4	1.6

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 「要管理債権」とは、基本的には、「3 か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。
5. 「担保・保証付債権額」は、「金融再生法開示債権総額A」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
6. 「貸倒引当金残高」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	30 年 度					31 年 度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	69	73	—	69	73	73	72	—	73	72
個別貸倒引当金	115	105	19	96	105	105	119	20	85	119
合 計	184	178	19	165	178	178	191	20	158	191

貸出金償却

(単位：百万円)

区 分	30 年 度	31 年 度
貸倒償却額	—	—

●○個人情報保護方針○●

なぎさ信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」といいます。）は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当連合会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当連合会は、個人情報を取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当連合会は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当連合会は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。また、ご本人の選択による利用範囲の限定に自主的に取組みます。

ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

「ご本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当連合会は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当連合会は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、また個人情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業員および委託先を適正に監督します。

「個人データ」とは、保護法第2条第6項に規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当連合会は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼性を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に沿って個人データの適正かつ効率的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当連合会は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当連合会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当連合会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
「保有個人データ」とは、保護法第2条第7項に規定する保有個人データをいいます。

9. 苦情等相談窓口

当連合会は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当連合会は、個人情報保護の取組みについて、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

● ○ 情報セキュリティ基本方針 ○ ●

なぎさ信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」といいます。）は、利用者の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当連合会の情報およびお預かりした情報の安全管理（以下、「情報セキュリティ」という。）の確保と日々の改善に努めることが当連合会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当連合会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないように努めます。
3. 当連合会は、情報安全管理に関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、当連合会で情報の安全管理を推進できる体制を維持します。
4. 当連合会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当連合会は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

■ 店舗一覧

(令和2年3月末)

■ 本店・支店・営業店

店舗名	住 所	電 話 番 号	ATM
1 本店	明石市中崎1丁目2番3号	078 (919) 1210	○
2 神戸支店	神戸市垂水区平磯3丁目1番10号	078 (704) 0880	
3 明石支店	明石市林3丁目19番23号	078 (923) 4323	○
4 坊勢支店	姫路市家島町坊勢697番地	079 (326) 0234	○
5 淡路島支店	淡路市生穂1553番地の7	0799 (64) 2331	
6 但馬支店	美方郡香美町香住区若松747番地	0796 (36) 1334	○
7 明石浦営業店	明石市岬町33番1号	078 (917) 8154	○
8 家島営業店	姫路市家島町宮110番地の1	079 (325) 0007	
9 東淡営業店	淡路市岩屋1414番地の1	0799 (72) 5525	
10 西浦営業店	淡路市育波148番地の3番	0799 (84) 0399	○
11 沼島営業店	南あわじ市沼島2367番地の2	0799 (57) 0246	
12 津居山営業店	豊岡市津居山293番地	0796 (28) 2533	○
13 柴山営業店	美方郡香美町香住区沖浦911番地の8	0796 (37) 0455	○
14 浜坂営業店	美方郡新温泉町浜坂1478番地の1	0796 (82) 3023	○
15 和歌山支店	和歌山市雑賀屋町東ノ丁33番地	073 (432) 0761	○
16 有田支店	有田市宮崎町2405番地	0737 (83) 5566	○
17 御坊支店	御坊市塩屋町南塩屋450番地の4	0738 (22) 5277	
18 串本支店	東牟婁郡串本町串本1884番地	0735 (62) 5400	○
19 田辺営業店	田辺市江川43番35号	0739 (22) 3170	
20 すさみ営業店	西牟婁郡すさみ町周参見4866番地の7	0739 (55) 2414	
21 勝浦営業店	東牟婁郡那智勝浦町築地7丁目8番地2	0735 (52) 0843	○

■ ATM店舗

店舗名	住 所	店舗名	住 所
1 神戸市漁協駒ヶ林支所	神戸市長田区駒ヶ林4丁目1番7号	7 加太漁協	和歌山市加太1271-2
2 岩見漁協	たつの市御津町岩見1308番地の5	8 雑賀崎漁協	和歌山市雑賀崎1162
3 室津漁協	たつの市御津町室津493番地の2地先	9 和歌山北漁協	和歌山市田野367-4
4 一宮町漁協	淡路市郡家1355番地	10 比井崎漁協	日高郡日高町阿尾178-10
5 福良漁協	南あわじ市福良丙28番地	11 紀州日高漁協名田連絡所	御坊市名田町上野1529-6
6 浜坂漁協諸寄支所	美方郡新温泉町諸寄3228	12 紀州日高漁協衣奈浦支所	日高郡由良町衣奈785-1
※ 一宮町漁協のATMは記帳専用機です		13 紀州日高漁協南部支所	日高郡みなべ町堺574
		14 和歌山東漁協浦神支所	東牟婁郡那智勝浦町浦神321-18
		15 宇久井漁協	東牟婁郡那智勝浦町宇久井375-1
		16 有田支店(旧湯浅営業店)	有田郡湯浅町大字湯浅3161

